

沖縄県保安林内立木伐採取扱要領 (令和8年2月9日最終改正)

第1 趣 旨

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第34条第1項、第34条の2第1項及び第34条の3第1項に定める保安林内立木の伐採の取扱いに関しては、森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「令」という。)、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。)、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準(平成12年4月27日付け12林整治第790号農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。)、保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林整治第921号林野庁長官通知。以下「基本通知」という。)に定めるほかこの要領に定めるものとする。

第2 伐採許可申請、届出及び協議

保安林の立木の伐採に係る手続きの区分、時期、提出部数は保安林内伐採手続区分表(表-伐1)によるものとする。

2 伐採許可申請、届出及び協議に係る様式は、昭和37年7月2日付け農林省告示第851号によるものとし、同告示に定めのないものについては以下に定める。また、様式番号等は、以下に示したものとする。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) 保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書 | (様式-伐1) |
| (2) 保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書 | (様式-伐2) |
| (3) 保安林(保安施設地区)内緊急立木伐採届出書 | (様式-伐3) |
| (4) 保安林(保安施設地区)内択伐届出書 | (様式-伐4) |
| (5) 保安林(保安施設地区)内間伐届出書 | (様式-伐5) |
| (6) 保安林(保安施設地区)内立木伐採期限延長承認申請書 | (様式-伐6) |
| (7) 保安林(保安施設地区)内立木伐採終了届出書 | (様式-伐7) |
| (8) 保安林(保安施設地区)内立木伐採について(通知) | (様式-伐8) |
| (9) 保安林(保安施設地区)内植栽完了届出書 | (様式-伐9) |

3 申請書等には、次の各号に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図(国土地理院発行1/50,000地形図又はこれに準ずるもの。)
- (2) 計画平面図(保安林の位置、事業内容がわかる図面)
- (3) 現況写真
- (4) 申請者を証する書類(国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。)

ア 法人である場合

登記事項証明書(これに準ずるものを含む)又は写し、法人の名称及び所在地、法人番号を記載した書類又は写し

イ 法人でない場合

代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

ウ 個人

住民票、個人番号カード（表）の写し、運転免許証など、氏名及び住所が記載された公的機関が発行した書類

- (5) 他の行政庁の許認可等の申請状況を記載した書類（該当する場合のみ）
- (6) 申請箇所の土地の登記簿証明書（添付省略可能）
- (7) 申請者が森林所有者以外の者にあつては、申請の権原を証する書面（森林所有者の同意書等）
- (8) 当該森林の土地に隣接する森林の土地所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（境界確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認に関する取り組み状況を証する書類）

以下のいずれかに該当する場合は添付省略可能とする。

ア 隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合

イ 地形、地物その他の土地の範囲を明示する適当なものにより、境界が明らかな場合

ウ 隣接する森林の土地所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

- (9) その他所長が必要と認めるもの

第 3 伐採に係る制限

保安林の立木の伐採に係る制限を次に示す。

- (1) 立木の伐採は、法第 33 条第 1 項の規定による通知に係る指定施業要件に合致すること。
- (2) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 立木の伐採の方法及び限度は、保安林内立木伐採基準表（表-伐 2）によるものとする。

第 4 書類の提出先

伐採許可申請、届出及び協議に係る書類の提出は、伐採が行われる保安林を所轄する以下の各農林水産振興センター所長及び南部林業事務所長（以下「所長」という。）へ提出することとする。

- (1) 北部地区 北部農林水産振興センター所長（森林整備保全課扱い）
（国頭村、大宜味村、東村、名護市、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村）
- (2) 中南部地区 南部林業事務所長
（うるま市、読谷村、沖縄市、嘉手納町、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、浦添市、西原町、那覇市、南風原町、与那原町、南城市、豊見城市、八重瀬町、糸満市、栗国村、久米島町、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、北大東村、南大東村）
- (3) 宮古地区 宮古農林水産振興センター所長（農林水産整備課扱い）
（宮古島市、多良間村）
- (4) 八重山地区 八重山農林水産振興センター所長（農林水産整備課扱い）
（石垣市、竹富町、与那国町）

第 5 伐採内容の変更

立木伐採許可又は受理通知を受けた者が、当該保安林内の立木伐採に係る内容を変更して立木伐採を行おうとする場合（次項に定めるものを除く。）は、当該変更部分について、第 2 の 2 の

規定に定める申請書又は届出書を新たに所長等に提出し、立木伐採許可又は受理通知を受けなければならない。

- 2 立木伐採許可又は受理通知を受けた者が、やむを得ない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、年度を超えない範囲の 60 日以内で期間の延長を申請できる。その場合は、当該立木伐採許可に係る伐採の期間の完了の日より 2 週間前までに第 2 の 2 の(6)の申請書を所長等に提出し承認を受けなければならない。

第 6 伐採終了届出書

伐採許可による伐採が終了した場合は、保安林（保安施設地区）内立木伐採終了届出書その他必要な書類を伐採終了日から 30 日以内に所長等へ届け出るとともに、届出者が当該保安林の森林所有者でないときは、第 2 の 2 の(8)の様式により当該森林所有者に通知しなければならない。

第 7 植栽の実施

指定施業要件に植栽の指定の定めがある箇所を伐採した場合、当該指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い植栽し、植栽が完了した場合は、保安林（保安施設地区）内植栽完了届出書（様式-伐 9）を植栽完了日から 30 日以内に提出しなければならない。

第 8 伐採協議

法第 34 条第 1 項第 9 号及び規則第 60 条第 1 項第 10 号に定める国有林内立木伐採協議については、第 2 から第 5 を準用して行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

表-伐1 保安林内伐採手続区分表

許可届出不要	除伐（複層林改良を含む）						
	法令又は処分の履行による伐採						
	倒木又は枯死木の伐採（傾倒木、枯死に至らないものは含まれない）						
	法令又は処分による測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木の伐採						
	特定保安林の要整備森林の伐採						
	森林所有者等が市町村の長の許可を受けて、測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採する場合						
	農林水産大臣、県知事、市町村の長に委任された職員等が、測量又は実地調査の支障となる立木竹を伐採する場合						
	国又は県が保安施設事業等を実施するために伐採する場合						
	こうぞ、みつまた（和紙の原料となる落葉低木）その他農林水産大臣が定めるかん木（現在定められていない）の伐採						
届出	非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合の立木の伐採	伐採終了日から30日以内		伐3			1通
	解除予定保安林において代替施設等を設置するための立木の伐採	伐採開始日の2週間前		伐2	伐6		1通
	樹木又は林業種苗に損害を与える病虫害等であって知事が指定するものを駆除、又はまん延防止のため、立木を伐採する場合	伐採開始日の2週間前		伐2	伐6		1通
	森林施業等に必要な設備を設置するための立木の伐採	伐採開始日の2週間前		伐2	伐6		1通
	道路、電線等の設備または住宅等の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又はその用途を著しく妨げている立木の伐採	伐採開始日の2週間前		伐2	伐6		1通
	人工林における択伐	伐採開始日の90日前～20日前		伐4	伐6		1通
	間伐	伐採開始日の90日前～20日前		伐5	伐6		1通
	土地の所有者等の同意を得て土地収用法に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査を行う場合において支障となる立木の伐採	伐採開始日の2週間前		伐2	伐6		1通
許可	皆伐 （皆伐による伐採許可申請は、許可をすべき皆伐面積の限度の公表のあった日から30日以内に提出しなければならない。[公表は沖縄県公報による]） （公表すべき日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日に公表される。）	提出時期	公表日	伐1	伐6	伐7	1通
	2月1日～3月2日	2月1日					
	6月1日～6月30日	6月1日					
	9月1日～9月30日	9月1日					
	12月1日～12月30日	12月1日					
天然林における択伐	伐採開始日の30日前		伐1	伐6	伐7	1通	

※1 伐採期間の延長に係る申請（様式6）は、期間完了の日の2週間前、伐採終了届出書（様式7）は、伐採完了後30日以内に行わなければならない。

※2 伐採終了にあたっては、県知事のほか、申請者が当該森林の森林所有者でないときは、様式8により森林所有者にも通知しなければならない。

表-伐2 保安林内立木伐採基準表

事 項	基 準
<p>一 伐採の方法</p>	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ロ 択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的又は10m未満の幅の帯状に選定してする伐採</p> <p>(2) 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの</p> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、規則で定めるところにより算出される樹冠疎密度が8/10以上の箇所とする。</p> <p>(1) 間伐に係る樹冠疎密度は、おおむね20m平方の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出するものとする。</p> <p>(2) 樹冠疎密度は、広大な区域若しくはその平均について示すものでなくその森林についてあらゆる20メートル平方の部分ごとに得られる樹冠疎密度とするものとする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
<p>二 伐採の限度</p>	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、森林法施行規則で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>A = $\frac{\text{択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計}}{\text{標準伐期齢を基準として定める伐期齢}}$</p> <p>(1) 主伐による皆伐面積の限度の算出に規定する伐期齢は、標準伐期齢を下らない範囲内において、当該保安林又は保安施設地区の指定の目的、当該森林の立木の生育状況等を勘案して定めるものとする。</p> <p>(2) 伐採の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあつては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあつては更新期待樹種の標準伐期齢とするものとする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種</p>

が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 + \dots$$

u ……平均年齢

u_1 、 u_2 、 u_3 ……各樹種の標準伐期齢

a 、 b 、 c ……各樹種の期待専有面積歩合

- (3) 指定施業要件として定める立木の伐採の限度のうち1伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積に係るものは、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団のうち当該指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積を第二号(一)イに規定する伐期齢に相当する数で除して得た面積(以下「総年伐面積」という。)に前伐採年度における伐採につき法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする旨を定めるものとする。

ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、森林法施行規則で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。

- (1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度による面積の指定は、20haを超えない範囲内において、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案してするものとする。
- (2) 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、原則として次の範囲内において伐採跡地からの土砂の流出の危険性、急激な疎開による周辺の森林への影響等に配慮して、定めるものとする。

a 水源かん養保安林(急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる森林に限る。)

20ヘクタール以下

b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林

10ヘクタール以下

c その他の保安林(当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものに限る。)

20ヘクタール以下

- (3) 1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地(連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離(当該伐採跡地間に介在する森林(未立木地を除く。))又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。)が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上にわたっているものをいう。)をいう。ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、その部分の長さが20メートル以上にわたっているものを除く。なお、形状

が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があってもその部分の長さが20メートル未満であるものについては、この規定は適用されないものとする。

- (4) 国有林の保安林の立木で主伐をすることのできるものは、当該国有林の所在する市町村における当該国有林の近傍類似の民有林の当該樹種に係る標準伐期齢以上のものとする。

ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20m以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に森林法施行規則で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

$A = \text{伐採年度の初日における森林の立木の材積} \times \text{択伐率}$

- (1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。
ただし、その算出された率が3/10を超えるときは、3/10とする。
- (2) 森林法施行規則第56条の「前回の択伐」には、同規則第60条第1項第1号から第9号までに掲げる伐採は含まれないものとする。
- (3) 前回の主伐の方法が択伐によらない場合における森林法施行規則第56条第1項の適用については、当該択伐によらない前回の伐採を「前回の択伐」とみなすものとする。
- (4) 森林法施行規則第56条第1項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率(年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均成長量の比率)に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。
- (5) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、森林法施行規則第56条第1項の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率又は森林法施行規則付録第7の算式により算出された率のいずれか小さい率とする。
ただし、その率が4/10を超えるときは、4/10とする。
- (6) 択伐の限度は、伐採の方法として択伐が指定されている森林及び伐採種を定めない森林に対して適用するものとする。

(7) 保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行う森林についての択伐率は、前2項の規定にかかわらず、3/10に当該森林につき指定施業要件を定める者が当該森林の立木の材積その他立木の構成状態に応じて定める係数を乗じて算出するものとする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については4/10)

ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、その算出された率が付録第7の算式により算出された率を超えるときは、当該算式により算出された率とする。

(付録第7) (森林法施行規則第56条(択伐率)関係)

$$\frac{V_o - V_s \times 7/10}{V_o}$$

V_o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

(8) 前項に規定する係数は、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には、40パーセント)以上である森林にあつては当該森林の立木度、その他の森林にあつては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には、40パーセント)以上となる時期において推定される立木度とする。

この場合において、推定立木度は、保安林の指定時における当該森林の立木度を将来の成長状態を加味して±10分の1の範囲内で調整して得たものとする。

なお、立木度は、現在の林分蓄積と当該林分の林齢に相応する期待蓄積とを対比して10分率をもって表すものとする。ただし、蓄積を掲上するに至っていない幼齢林分については蓄積にかえて本数を用いるものとする。

(9) 森林法施行規則付録第7の「当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積」は、原則として、森林簿等に示されている当該森林の樹種に係る地位級に対応する収穫表に基づき、当該樹種の単層林が標準伐期齢(当該森林が複数の樹種から構成されている場合にあつては、伐採時点の構成樹種が第4の2の式によって算出して得た平均年齢)に達した時点の収穫予想材積をもって表すものとする。

第4の2の式

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 + \dots$$

u 平均年齢

u_1 、 u_2 、 u_3 各樹種の標準伐期齢

a 、 b 、 c 各樹種の期待専有面積歩合

(二) 間伐に係るもの

伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積3.5/10を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が8/10を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が8/10以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

申請者住所

申請者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項（第44条において準用する同法第34条第1項）の規定により申請します。

保安林（保安施設地区）の指定の目的 土砂の流出の防備

森林の所在場所			森林所有者	伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積 ha (m ³)	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考
市郡町村	大字字	地番	住所 氏名又は名称						
○○郡 ○○○町	字○○ ○○	△△番△	○○市○○○□番 ○○ ○○太郎	択伐	30～35	0.8650ha 3.55m ³	R3.12.31 ～R4.12.31	有	
計						0.8650ha 3.55m ³			

[注意事項]

- 申請書は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林等ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。
- 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による場合にあつては伐採立木材積の記載を要しない。
- 伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 森林経営計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条第10項ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - 皆伐による伐採をしようとする場合にあつては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - 伐採跡地について行う植栽の時期
- 添付する図面の様式は、保安林指定申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採する区域（皆伐による伐採をしようとする場合にあつては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域を含む。）を明示すること。

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

届出者住所

届出者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第60条第2項の規定により届出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的 土砂の流出の防備

森林の所在場所	○○郡○○町字○○ △△番△
伐採の目的	農道改良に係る測量又は実地調査のため
伐採を開始する日及び伐採を終了する日	○年○月○日から△年△月△日まで
伐採面積及び伐採立木の本数	○.○○○○ha(□本)
伐採の方法(皆伐・択伐・間伐の別)並びに伐採する立木の樹種及び年齢	択伐 リュウキュウマツ 30～40年生
備考	

[注意事項]

- 伐採面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 備考欄は、森林法施行規則（以下、「規則」という。）第60条第1項第6号(病虫害等駆除)、第8号(土地収用法等の事業のための測量、調査等)及び第9号(住宅等に被害を与える立木の伐採の届出に係る立木の伐採をしようとする場合に次の事項を記載すること。
 - 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - 伐採跡地について行う植栽の時期
- 規則第60条第1項第7号の規定による届出を行う場合、森林法第11条第4項の認定に係る森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)に基づく森林経営に必要な設備を設定するための立木の伐採については、当該森林経営計画の写しが添付されている場合に限り、当該森林経営計画の計画期間内の立木の伐採について、次により一括して記載することができる。
 - 森林の所在場所欄には、森林経営計画に基づき森林経営を行う森林の所在場所を記載すること。
 - 伐採の目的欄には、「森林経営計画に基づき行う林産物の搬出その他森林経営に必要な設備を設置するため」と記載すること。
 - 伐採を開始する日及び伐採を終了する日欄には、立木を伐採して設置する設備ごとに、当該設備並びに当該設備を設置するための伐採を開始する日及び伐採を終了する日を記載すること。ただし、添付されている森林経営計画によって当該設備を設置するための立木の伐採の時期が明らかな場合(森林法第34条第2項の許可を要する土地の形質の変更を伴う設備を設置するための立木の伐採をする場合を除く。)には、「添付する森林経営計画に記載されている当該設備を設置するため」と記載すること。設置する森林についての伐採等の時期のとおり」と記載することができる。
 - 伐採面積及び伐採立木の本数欄は、添付されている森林経営計画及び図面によって明らかな場合には、記載を省略することができること。
 - 伐採の方法(皆伐、択伐、間伐の別)並びに伐採する立木の樹種及び年齢欄は、添付されている森林経営計画によって明らかな場合には、記載を省略することができること。
 - 備考欄には、森林経営計画の計画期間を記載すること。
- 添付する図面の様式は、規則第48条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。

保安林（保安施設地区）内緊急立木伐採届出書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

届出者住所

届出者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次の森林(土地)において次のように立木を伐採したので、森林法第34条第9項(第44条において準用する同法第34条第9項)の規定により届け出ます。

森林(土地)の所在場所 ○○郡○○町大字○○字○○ △△地番

保安林（保安施設地区）の指定の目的 土砂の流出の防備

理由	○年○月○日から○月○日にかけて発生した台風○号により、モクマオウが傾倒したほか、枝が折損したため、道路の安全性の確保に支障をきたしたため。
行為の日時	○年○月○日から○年○月○日まで
行為の方法	別紙のとおり
備考	

注意事項

- 1 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 理由欄には、非常災害の発生年月日、緊急に伐採その他の行為を必要とした理由その他必要な事項を記載すること。
- 3 行為の方法欄には、森林法施行規則第61条の申請書の様式の注意事項2及び3により記載すること。
立木の伐採については、伐採の方法、伐採した立木の樹種、年齢及び面積又は立木材積を記載すること。

行為の方法	伐採の方法	チェーンソーにより傾倒したモクマオウを伐採した。 伐採した樹木・枝条及び散乱した枝条は、〇〇処理センターへ運び適切に処理した。				
	伐採の内容	樹種	樹齢	面積 (ha)	材積 (m3)	備考
		リュウキュウマツ	25-35	0.0005	0.38	
	計		0.0005	0.38		
その他						

保安林（保安施設地区）内択伐届出書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

届出者住所

届出者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を択伐により伐採したいので、森林法第34条の2第1項（第44条において準用する同法第34条の2第1項）の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的 土砂の流出の防備

森林の所在場所			伐採樹種	伐採しようとする立木の年齢	伐採立木材積 (m ³)	伐採箇所の面積 (ha)	伐採方法	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考
市 郡 町 村	大字 字	地番								
○○郡 ○○町	字○○ ○○	△△番△	リュウキュウマツ	○年生	30~35	3.0000ha 4.00m ³	単木	R3.12.31 ~R4.12.31	無	
計						3.0000ha 4.00m ³				

[注意事項]

- 1 伐採箇所の面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 伐採の方法の欄には、単木、帯状、群状等選木方法を記載すること。
- 3 森林経営計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条の2第4項ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 4 添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採箇所を明示すること。

保安林（保安施設地区）内間伐届出書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

届出者住所

届出者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を間伐のため伐採したいので、森林法第34条の3第1項（第44条において準用する同法第34条の3第1項）の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的 土砂の流出の防備

森林の所在場所			伐採樹種	伐採しようとする立木の年齢	間伐立木材積(m ³)	伐採箇所の面積(ha)	間伐方法	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考
市郡町村	大字字	地番								
○○郡 ○○町	字○○ ○○	△△番△	リュウキュウマツ	○年生	30~35	3.0000ha 4.00m ³	列状	R3.12.31 ~R4.12.31	無	
計						3.0000ha 4.00m ³				

[注意事項]

- 1 伐採箇所の面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 伐採の方法の欄には、単木、列状等選木方法を記載すること。
- 3 森林経営計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条の2第4項ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 4 添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採箇所を明示すること。

保安林（保安施設地区）内立木伐採期限延長承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

申請者住所

申請者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

元号○年○月○日付○○第○○号で許可決定（受理）のありました保安林（保安施設地区）内立木伐採の期限について、下記のとおり延長したいので、沖縄県保安林内立木伐採取扱要領第5の2の規定により申請します。

記

1 保安林（保安施設地区）の所在場所

○○郡○○町大字○○字○○ △△地番

2 延長事由

○年○月○日発生の台風○号により、当該保安林に接する○○林道が被災し○日間通行不能となったことから、立木伐採を行えなかったため。

3 延長期間

自 △年△月△日

至 当初 □年□月□日

申請 ◇年◇月◇日 （延長： 日間）

保安林（保安施設地区）内立木伐採終了届出書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

届出者住所

届出者氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

元号 年 月 日○○第○○号の決定通知に係る立木の伐採は、元号 年 月 日に次のとおり終了したので、森林法第34条第8項(第44条において準用する同法第34条第8項)の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的 土砂の流出の防備

森林の所在場所			森林所有者 住 所 氏名又は名称	伐採の 方 法	伐採する立 木の樹種及 び年齢	伐採面積及び 伐採立木材積 ha(m ³)	備 考
市 郡 町 村	大字 字	地番					
○○郡 ○○町	字○○ ○○	△△番△	○○市○○○番 ○○ ○○太郎	択伐	30～35	(許可決定通知書のとおり) 3.55m ³	
計						3.55m ³	

[注意事項]

- 伐採の方法別欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採した立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採した立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高い者の年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 伐採した面積及び伐採した立木材積欄には、皆伐による場合にあつては伐採立木材積の記載を要しない。
- 伐採した面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - 皆伐による伐採をした場合にあつては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - 伐採跡地について行う植栽の時期
- 添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採した区域及び植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域を明示すること。
- 記載内容が許可決定通知書に記載した内容と同一の場合にあつては、「(許可決定通知書のとおり)」と記載することができる。

保安林（保安施設地区）内立木伐採について（通知）

年 月 日

当該森林の森林所有者 あて

通知者住所

通知者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次の森林について、立木の伐採を終えたので、森林法第34条第8項（第44条において準用する同法第34条第8項）の規定により届け出ます。

伐採に係る森林の所在場所	〇〇郡〇〇町字〇〇 △△番△
伐 採 面 積	〇.〇〇〇〇ha
伐 採 の 終 わ っ た 日	〇年〇月〇日

保安林（保安施設地区）内植栽完了届出書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

届出者住所

届出者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

元号 年 月 日○○第○○号の決定通知に係る立木の伐採について、森林法第34条の4の規定に基づき（作業行為について、許可の際に付された条件に基づき）、元号 年 月 日に次のとおり終了したので届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的 土砂の流出の防備

森林の所在場所	○○郡○○町字○○ △△番△			
植栽を開始した日及び植栽を終了した日	○年○月○日から△年△月△日まで			
植栽面積	0.0300ha			
植栽の内容	樹種	規格	本数	備考
	リュウキュウマツ	30cm苗	500本	
	テリハボク	30cm苗	100本	
	計		600本	
備考	※作業行為許可の条件に基づく植栽の場合は、許可年月日、指令番号、作業行為の目的をここに記載すること。 【例】作業許可年月日 ○年○月○日 沖縄県指令○○第○○号 行為の目的 電柱建柱及び倒壊防止のための支線の取付			

[注意事項]

- 1 伐採面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 2 添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。